ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働大臣表彰

輝くテレワーク賞

テレワークで働き方改革をリードする
企業を募集します

募集期間

2023年 6月6日(火) ▶ 2023年 7月31日(月)
［必着］

表彰の対象と種類

対象:企業・団体

厚生労働大臣賞「優 秀 賞」	テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取組が総合的に優れていると認められる者を表彰します。
厚生労働大臣賞「特別奨励賞」	テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取組を行っている企業・団体のうち、その取組が優れていると認められる者を表彰します。

※テレワーク月間とは、テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、学職者、民間事業者等による構成）の主唱により行われるテレワーク普及推進策の1つです。 11月を象徴月間とし、テレワーク実施企業/団体/個人のみならず、関連の研究活動・啓発活動・支援活動などに係る皆様と広く手をつなぎ、働き方の多様性を広げる国民運動になることを目指します。

応募方法	「輝くテレワーク賞ホームページ」にあるリンクの応募フォームからご応募下さい。

ホームページURL
https://kagayakutelework.jp/

応募に際しての留意事項

応募の際の留意事項は以下のとおりです。

●企業表彰の応募に当たり、既に優秀賞を受賞された企業は応募できません。
また、既に特別奨励賞を受賞された企業は連続して特別奨励賞は受賞できません。

●以下に該当する場合は、表彰の対象から除外します。
1.過去1年以内に雇用する労働者(短時間労働者を除く。以下同じ。)一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数について、45時間以上の月がある場合
2.過去1年以内に雇用する労働者における平均した一月当たりの時間外労働時間について、60時間以上である者がいる場合
3.過去3年以内に労働関係法令及びその他関係法令などに重大な違反がある場合

●「ワーク・ライフ・バランスに関する事項」及び「他者の模範となる取組に関する事項」については、補足資料の添付が可能です(A4サイズ)。可能な限り取組内容や成果、実績が客観的にわかる資料を添付ください。

表彰式

〇日程:2023年11月27日(月)予定　〇場所:東京都内予定

スケジュール

応募開始	応募締切	審査結果発表	表彰式
2023年6月6日(火)	2023年7月31日(月)	2023年10月末頃	2023年11月27日(月)

審査(8月～10月)

・テレワークに関して知見を有する学識者、労働者・使用者団体の代表委員から構成される審査委員会において審査を行います。
・審査の過程において、不明点についてお尋ねすることや追加の補足資料等の提供をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

審査結果の発表など(10月末頃)

・審査結果は、10月末ごろに公表を行い、応募者へお知らせします。
・11月27日(月)に開催予定の表彰式にて、受賞者を表彰します。

テレワーク相談センター事務局

主催 厚生労働省　受託 株式会社東京リーガルマインド

0120-260-090　telework_sodan@lec.co.jp

■相談対応時間　平日(月～金)9:00～17:00(祝日、年末年始を除く)
■テレワーク相談センター所在地　〒164-0001東京都中野区中野4-11-10アーバンネット中野ビル1F　株式会社東京リーガルマインド内